

# 市税の滞納をなくすために



福祉や教育など、市が提供するさまざまな公共サービスは、市民の皆さんに納めていただいている市税収入が主な財源の一つとなっています。

市税の滞納は、市の財政を圧迫し、公共サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期内に税金を納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなりますので、納期内納付をお願いします。

今号では、滞納の解消に向けた市の取り組みなどについてお知らせします。

## 滞納処分を強化しています

市税を滞納した場合、国税徴収法に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送します。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその税金が完納されない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければなりません。差し押さえた財産は換価（お金に換えること）され、税金の納付に充てられます。

この手続きのことを『滞納処分』と言います。

市は、『納税相談に応じない』、『納付の意思を示さない』、『払えるのに払わない』といった悪質な滞納者について、身辺調査や財産調査（勤務先・給与調査、家族構成・戸籍調査、預貯金調査、生命保険契約状況調査、自動車・不動産所有状況調査など）を行い、場合によっては、自宅などの搜索を実施し、換価性の高い財産から積極的に差し押さえを行っています。

## 差し押さえに裁判所の令状は不要です

徴収職員（徴税吏員）は、国税徴収法に基づき、滞納処分のために滞納者の財産を調査する必要があると

きは、その必要と認められる範囲内で、滞納者や滞納者の債務者（預金がある金融機関など）に質問して、帳簿または書類を検査し、さらに居室などの搜索を行うことができます。これらの差し押さえや質問・検査については、国税徴収法に基づいて行われ、裁判所の令状を必要としません。

## 差し押さえ財産の公売を行っています

市は、差し押さえた財産を、インターネットによる公売のほか、公共施設での公売会や市役所窓口による窓口公売で換価し、滞納税に充てています。

※差し押さえ財産の例や公売会の様子は、3ページをご覧ください。

## 延滞金は必ず納付を

税金を納期限までに納められなかった場合、地方税法に基づき、年14.6%の割合で延滞金が加算されます。延滞金は、納期内に納めた方と、納期限までに納めなかった方との公平を図るため加算されるもので、必ず納める必要があります。

滞納を放置すると、経済的不利益を負うだけでなく、社会的信用も失いかねません。

## 差し押さえ実施状況

区分	取り立て額（差し押さえ件数）	
	平成23年度	平成24年度
預貯金	613万円(421件)	1,547万円(467件)
年金・給与	13万円(2件)	47万円(9件)
生命保険	4万円(7件)	1万円(1件)
動産	48万円(6件)	75万円(5件)
不動産	1,682万円(107件)	0万円(36件)
その他	131万円(44件)	161万円(21件)
合計	2,491万円(587件)	1,831万円(539件)

※取り立て額には延滞金を含みます。

## 市税の収納状況（現年度課税）

区分	収納額（収納率）	
	平成22年度	平成23年度
個人市民税	18億9,228万円(97.3%)	18億2,503万円(97.6%)
法人市民税	2億9,441万円(98.9%)	2億7,849万円(98.9%)
固定資産税	19億8,191万円(94.9%)	20億151万円(96.8%)
都市計画税	3億8,608万円(94.8%)	3億9,088万円(96.7%)
軽自動車税	6,609万円(97.5%)	6,766万円(97.5%)
市たばこ税	3億5,972万円(100%)	4億161万円(100%)
入湯税	1億8,097万円(100%)	1億5,868万円(100%)
合計	51億6,144万円(96.6%)	51億2,385万円(97.5%)

※各項目で表示単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致していません。



▲平成23年11月に開催した公売会



▲インターネット公売に出品した差し押さえ財産（例）



▲自動車の差し押さえによるタイヤロック

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に市税を納期限内に納めることが困難な方は、納期限内に税務グループに連絡してください。

生活状況などをお聞きし、徴収職員が必要と判断した場合は、徴収の猶予などをすることができます。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らず不履行になった場合は、滞

### 事情がある場合は相談を



市税は、便利な口座振替のほか、コンビニエンスストアで24時間いつでも納付することができます。

納付が遅れている方には、電話や文書による催告、必要に応じて戸別訪問による納税指導を行っています。

また、定期的に夜間・休日の納税相談窓口を開設し、仕事などで平日の日中に来庁できない方でも納税相談しやすい環境を整えています。

### 市税は24時間納付可能です

### 市税の納期内納付をお願いします

納処分の対象となります。

市は、連絡がないと個別の事情を把握することができず、法令に基づき滞納処分を進めることとなりますので、滞納を放置せず、必ず税務グループに相談してください。

市の財源の根幹となる市税収入を確保することは、とても重要なことです。

滞納は、督促状の郵送費用や徴収業務に当たる市職員の人件費などに余分な税金を使うこととなりますので、市税の納期内納付をお願いします。

市は、市民税をはじめ、各税の適正な課税と公平な徴収を念頭に、今後とも着実な税収を確保するため、悪質な滞納者にはき然とした態度で滞納処分を行ってまいります。

**問い合わせ  
税務  
グループ**

☎(85) 1155  
FAX(85) 1108

Eメール: tax@city.noboribetsu.lg.jp